



新座市告示第 335 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条の規定により、市道の路線を次のように廃止したので、同法第 9 条の規定により公示する。

その関係図面は、本市インフラ整備部道路管理課において、告示の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

令和 8 年 10 月 13 日

新座市長 並 木 傑



| 路 線 名         | 起 点               | 重要な経過地 |
|---------------|-------------------|--------|
|               | 終 点               |        |
| 第 4 1 1 7 号 線 | 馬場一丁目 5 5 2 1 番地先 |        |
|               | 馬場一丁目 5 5 2 2 番地先 |        |
| 第 5 1 1 7 号 線 | 馬場三丁目 4 7 0 0 番地先 |        |
|               | 馬場三丁目 4 7 1 6 番地先 |        |